

札介保（指）第1430号
令和8年（2026年）7月16日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 管理者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様
指定介護予防支援事業所 管理者 様
指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部
介護保険課事業指導担当課長

福祉用具貸与の対象となる福祉用具について

日頃より札幌市の保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

この度、指定福祉用具貸与事業所において、公益財団法人テクノエイド協会が管理している福祉用具情報システム（TAIS）上で貸与マークが表示されていない福祉用具を貸与し、介護保険給付を受けている事例が確認されました。

本市において、介護保険における福祉用具貸与の対象となる福祉用具は、本市公式ホームページや集団指導資料に記載しているとおり、福祉用具情報システム（TAIS）にて貸与マークが表示されている福祉用具に限られます。

各事業所におかれましては、貸与マークが表示されていることを確認した上で福祉用具を貸与することを徹底していただきますようお願い申し上げます。

なお、本市においては、貸与マークが表示されていない福祉用具について、例外的に給付対象と認める運用は行っておりませんので、ご注意ください。

【参考資料】

○札幌市公式ホームページ（福祉用具貸与（レンタル）、福祉用具購入、住宅改修）

https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k142_7fukusiyougu_jyutakukaishu.html

○令和7年度介護サービス事業者集団指導資料（福祉用具貸与、特定福祉用具販売）

https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/2025_syuudannsidou/documents/hukusiyougu.pdf

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部
介護保険課事業指導係
TEL 211-2972 Fax 218-5117